

別紙4：監視計画

1. 監視の項目及び方法

監視の項目は、海洋投入処分の実績に関する事項と海域の状況に関する事項とする。

(1) 海洋投入処分の実績に関する事項

海洋投入処分の実績に関する事項の監視項目と監視方法は、表-1に示すとおりである。

一般水底土砂の判定基準への適合状況の監視における港内定点は、浚渫範囲の代表性を確認できる地点に設定する。

表-1 海洋投入処分の実績に関する事項の監視項目と監視方法

監視項目	監視方法	
海洋投入処分をした一般水底土砂の数量	ドラグサクシオン船は、日報を集計した書類（「区域別浚渫土量集計表」）を基に数量を確認する。	
一般水底土砂の判定基準への適合状況	港内定点での採泥・分析	浚渫区域における水底土砂について、定点を設けて、判定基準の適合状況を分析により確認する。
	ドラグサクシオン船に積み込んだ浚渫土砂の採泥・分析	ドラグサクシオン船から海洋投入前の浚渫土砂を採取し、粒度組成、含水比及び比重を分析する。

(2) 海域の状況に関する事項

海域の状況に関する事項については、現況の把握を行った調査項目及び変化の程度の予測を行った調査項目のうち、環境の変化が予測された項目及び有害物質等の状況について確認することを目的とする。これらの監視項目と主な監視方法は、表-2に示すとおりである。

監視調査結果の評価は、事前の現地調査結果及び予測結果との比較、検証により行う。

表-2 海域の状況に関する事項の監視項目と監視方法

監視項目	主な監視方法
海水の濁り (濁度とSS濃度)	事前評価時と同様の現地調査による。 調査方法は土砂投入時に流下方向に調査地点を設定し、時間変化を観測する。
有害物質等による海水の汚れ (健康項目、ダイオキシン類、クロロフォルム、ホルムアルデヒド)	事前評価時と同様の現地調査による。 調査地点は、排出海域の1地点とする。
底質の粒径組成 (粒径組成、含水比及び単位体積重量)	事前評価時と同様の現地調査による。 調査地点は、排出海域及びその周辺海域の10地点とする。
底質の有機物質の量 (強熱減量、COD、TOC及び硫化物)	事前評価時と同様の現地調査による。 調査地点は、排出海域及びその周辺海域の10地点とする。
有害物質等による底質の汚れ (水底土砂に係る判定基準の項目、判定基準項目に係る有害物質以外の有害物質、その他の有害物質等)	事前評価時と同様の現地調査による。 調査地点は、排出海域の1地点とする。
海底地形	事前評価時と同様の現地調査(深淺測量)による。
基礎生産量 (植物プランクトンの生息状況)	既存資料調査による。
魚類等遊泳動物の生息状況	既存資料調査及び漁業者へのヒアリングによる。
海藻及び草類の生育状況	既存資料調査による。
底生生物の生息状況 (種の同定と個体数の計数)	事前評価時と同様の現地調査による。 調査地点は、排出海域及びその周辺海域の10地点とする。
干潟、藻場、サンゴ群落その他の脆弱な生態系の状態	既存資料調査による。
重要な生物種の産卵場又は生育場その他の海洋生物の生育・生息にとって重要な海域の状態	既存資料調査及び事前評価時と同様の現地調査による。 調査地点は、排出海域及びその周辺海域の10地点とする。
熱水生態系その他の特殊な生態系の状態	既存資料調査による。
海水浴場その他の海洋レクリエーションの場としての利用状況	既存資料調査及び関係機関へのヒアリングによる。
海中公園その他の自然環境の保全を目的として設定された区域の利用状況	
漁場の利用状況	
沿岸における主要な航路の利用状況	
海底ケーブルの敷設、海底資源の探査又は掘削その他の海底の利用状況	

2. 監視の頻度

「1. 監視の方法」で示した海洋投入処分の実績に関する事項、海域の状況に関する事項の監視の頻度は、表-3に示すとおりである。

表-3 海洋投入処分の実績に関する事項、海域の状況に関する事項の監視頻度

監視項目		監視頻度	
海洋投入処分の実績に関する事項	海洋投入処分をした一般水底土砂の数量	各年度に1回の頻度とする。	
	一般水底土砂の判定基準への適合状況	港内定点での採泥・分析	各年度に1回（海洋投入処分の前）の頻度とする。
		ドラグサクシオン船に積み込んだ浚渫土砂の採泥・分析	令和5年度（中間）と令和7年度（最終）の各年度に1回の頻度とする。
海域の状況に関する事項	海水の濁り	令和5年度（中間）と令和7年度（最終）の各年度に4回の頻度とする。 調査時期は、気象・海象の状況や施工状況の変化、底生生物等の生物への影響を考慮し、春季、夏季、秋季（各1回）を基本とする。	
	有害物質等による海水の汚れ	令和5年度（中間）と令和7年度（最終）の各年度に1回の頻度とする。	
	底質の粒径組成		
	底質の有機物質の量		
	有害物質等による底質の汚れ		
	海底地形		
	基礎生産量		
	魚類等遊泳動物の生息状況		
	海藻及び草類の生育状況		
	底生生物の生息状況		
	干潟、藻場、サンゴ群落その他の脆弱な生態系の状態	令和5年度（中間）と令和7年度（最終）に実施する。	
	重要な生物種の産卵場又は生育場その他の海洋生物の生育・生息にとって重要な海域の状態		
	熱水生態系その他の特殊な生態系の状態		
	海水浴場その他の海洋レクリエーションの場としての利用状況		
	海中公園その他の自然環境の保全を目的として設定された区域の利用状況		
漁場の利用状況			
沿岸における主要な航路の利用状況			
海底ケーブルの敷設、海底資源の探査又は掘削その他の海底の利用状況			

3. 監視結果の報告

廃棄物の排出海域の汚染状況の監視は、前項までに示した監視計画に基づき実施し、その監視結果については、速やかに環境大臣に報告する。